

財務省令第二十号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第三十三条及び第三十三条の十一の規定に基づき、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令

財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十一号中「並びに」を「、」に、「及び第十四項」を「、第十四項及び第十六項並びに第三十三条の十一第一項」に改める。

別表第一中第四〇号の三を第四〇号の五とし、第四〇号の二を第四〇号の四とし、第三三号から第四〇号

までを次のように改める。

の三	四〇	の二	四〇	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三
関税暫定措置法施行令											
第九條											
第三十三條第四項において準用する第九條											
第三十三條第五項											
第三十三條第七項											
第三十三條第九項											
第三十三條第十項											
第三十三條第十二項											
第三十三條第十四項											
第三十三條第十六項											
第三十三條の十一第一項											

別表第一中第三三三号から第四〇号までを次のように改める。

三三	関税暫定措置法施行令	第九条
三四		第三十三条第四項において準用する第九条
三五		第三十三条第五項
三六		第三十三条第七項
三七		第三十三条第九項
三八		第三十三条第十項
三九		第三十三条第十二項
四〇		第三十三条第十四項
四〇		第三十三条第十六項
の二		
四〇		
の三		第三十三条の十一第一項

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。